

## 社団法人黒石市シルバー人材センター評議員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社団法人黒石市シルバー人材センター(以下「センター」という。) 定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任 期)

第2条 評議員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠等中途就任評議員の場合は、残任期間とする。

### (開催及び開催通知)

第3条 理事長は、センターの事業運営上、評議員の意見を求める必要が生じたときに評議員会を開催する。

2 理事長は、会議の開催日前少なくとも7日までに会議の目的、日程等を書面により通知しなければならない。

### (会 議)

第4条 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 議長は評議員の互選により選出する。

### (評議員以外の者の会議出席)

第5条 理事長は必要に応じセンターの役員等の出席を求めることができる。

### (議事録)

第6条 評議員会の議事録は、事務局が作成する。

### (補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成14年3月26日から施行し、平成14年4月1日より適用する。